

益田市道路附属物
(照明施設) 長寿命化修繕計画

益田市公共施設等総合管理計画に基づく
個別施設計画【照明施設（市道）】

令和元年6月 策定

令和3年3月 改定

益田市（建設部土木課）

1. はじめに

(1) 本計画の位置づけ

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。

本市では、この基本計画に基づく「インフラ長寿命化計画」として、平成28年12月に「益田市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）」を策定しました。

本計画は、基本計画に基づき、道路附属物（照明施設）（以下「照明施設」という）における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、管理計画に基づく個別施設計画として位置付けます。

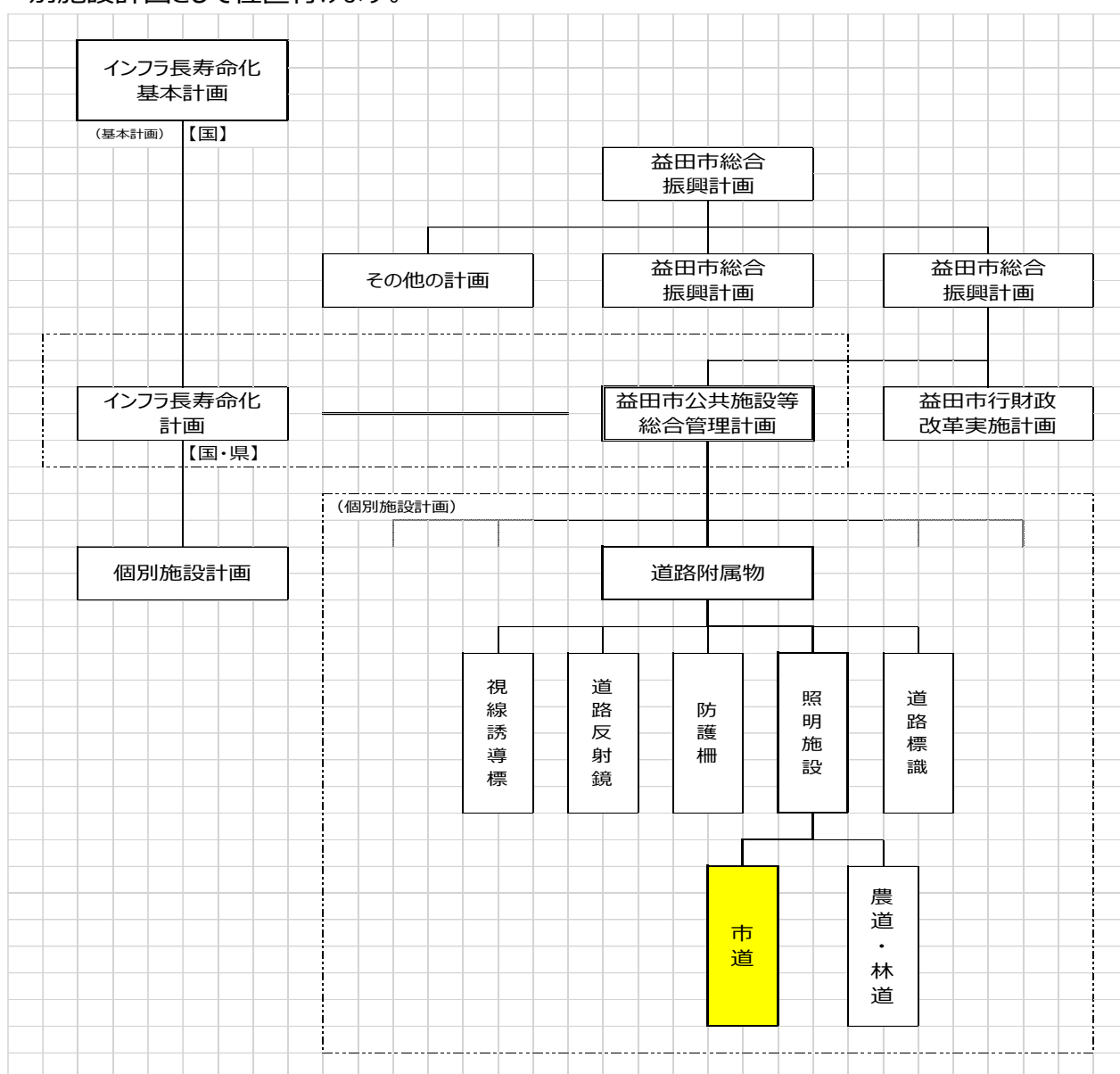


図1-1 インフラ長寿命化計画体系図

①対象施設

本計画の対象とする施設は、益田市が管理する道路法第2条第1項に規定する道路における照明施設の外、益田市以外の道路管理者が所有する施設（トンネル、地下歩道等）に設置された益田市管理の照明施設とします。

2. 照明施設の現状と課題

(1) 照明施設の現状

益田市が管理する照明施設は212基ありますが、そのほとんどが施設台帳や図面等の資料が存在せず、整備から何年経過しているのかも不明な施設が数多くあります。

このように益田市の管理する照明施設は、適切な維持管理がなされているとは言い難い状況であり、照明施設を安全に利用し続けるためには、適切な維持管理が必要となります。

近年の実例を挙げると、平成26年12月に江津市内の国道9号で発生した照明灯倒壊事故を受けて、同月に益田市の管理する照明施設の緊急点検を実施しましたが、倒壊の危険がある照明施設が2基発見され、緊急工事にて撤去・新設を行いました。今後ますます老朽化が進んでいく中で、緊急的な建替えや取替により、単年度に想定外の維持費用が必要となることが懸念されます。

しかしながら、財政面を見ると、長期的には人口減少などによる市税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展による扶助費など義務的経費の増大等による財政状況の悪化が見られる中、維持のための予算確保が困難であることも事実であります。その限られた予算で照明施設の適正な維持を行っていくために「益田市公共施設等総合管理計画（平成28年12月）」の方針に基づき、当該長寿命化修繕計画を策定するものです。

3. 照明施設の維持管理の基本的な考え

(1) 照明施設管理の基本方針

照明施設の長寿命化の計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。

また、既存照明施設の灯具の多くはナトリウム灯や水銀灯が使われており、一部の灯具については製造が中止されるなど資材の安定供給への懸念があること、灯具の寿命が短く数年に一度灯具の交換が必要となることなどから、従来よりも安価で高性能な製品が数多く市場に出回り、耐用年数が長くライフサイクルコストの低減効果が期待されるLED照明灯への更新を優先的に実施することとします。

(2) 照明施設の分類

①照明施設に生じる事象の区分に応じて分類

代表的な照明施設の 種類	区 分	事 象
逆L型・Y型 直線型・共架型	主に片持ち式の 照明施設	落下、転倒事象の 恐れがある照明施設

(3) 点検方法・点検頻度

①単独で設置された照明施設の点検の方法及び頻度

区 分	点検方法	点検頻度
片持ち式	小規模附属物点検要領 (平成29年3月国土交通省 道路局)による	10年に1度 (必要に応じて中間点検 を実施する)
	巡視の機会を通じた状況把握	

4. 計画期間

本計画の期間は令和元年度から令和10年度までの10年間とします。

ただし、照明施設の状況は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

5. 対策の優先順位（修繕計画の方針）

点検の結果、重要な路線に設置されており早急に本体を撤去する必要があると判定された照明施設を最優先に修繕等を行い、続いて部材を交換する必要があると判定された照明施設の修繕等を実施することを基本とします。

また、照明施設の省エネルギー化と維持費軽減の観点から、LED照明灯への灯具更新も優先的に実施することとします。

6. 今後の対策内容及び実施時期

「2. (1) 照明施設の現状」の項目にあるとおり、益田市においては平成 26 年 12 月に管理する照明施設の緊急点検を実施し、2 基の照明施設について緊急工事にて撤去・新設を行っています。

(1) 点検結果

平成 26 年度に実施した照明施設の点検結果は以下のとおりです。

管理数量	点検結果			
	対策不要		対策必要	計
	損傷なし	損傷が認められる		
212	96	8	2	106

(2) 対策内容及実施時期

別表のとおり（別表－1 参照）